

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、香川民医連労働組合から争議行為を行う旨令和2年11月2日次のとおり通知があった。

令和2年11月10日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 事件

令和2年秋闘要求の完全獲得を目的として、労働組合のその相手方である院所開設者に対する争議

2 日時

令和2年11月13日午前0時以降 要求実現までの間

3 場所

香川医療生活協同組合	高松市栗林町1丁目3-24
高松平和病院	高松市栗林町1丁目4-1
善通寺診療所	善通寺市上吉田町6丁目8-9
生協みき診療所	木田郡三木町氷上112-1
生協へいわ歯科	高松市栗林町1丁目3-24
へいわこどもクリニック	高松市栗林町1丁目4-11
老人保健施設「虹の里」	高松市栗林町1丁目3-24
老人介護支援センター「ほのぼの」	高松市栗林町1丁目3-24
訪問看護ステーション「ひまわり」	高松市栗林町1丁目3-24
訪問看護ステーション「ほがらか」	善通寺市上吉田町6丁目8-9
訪問看護ステーション「みき」	木田郡三木町氷上112-1
ヘルパーステーション「虹の里」	高松市栗林町1丁目3-24
ヘルパーステーション「ほがらか」	善通寺市上吉田町6丁目8-9
ヘルパーステーション「みき」	木田郡三木町氷上112-1
高松協同病院	高松市木太町4664
介護支援センター協同	高松市木太町4705-4
デイサービス協同	高松市木太町4703-2

4 争議行為の概要

前記の場所における、全体的又は部分的な業務の停止をはじめとするあらゆる形の争議行為。ただし、救急患者及び入院患者・入所者の保安に必要な要員は除く。